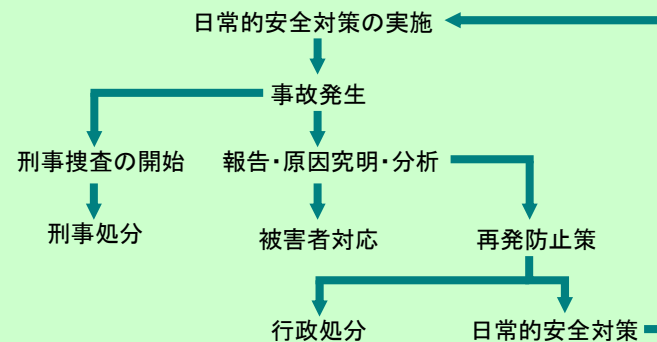


医療版事故調を検証する ～医療事故調査制度の在り方

2009.3.1
鈴木利廣

1

医療事故への公正な社会的対応のあり方



2

1. 院内事故調の現状

2. 院内事故調と第三者機関の関係

3. 第三者機関：厚労省案と民主党案の比較

3

1. 院内事故調の現状

～2008年日弁連によるアンケート調査
(300床以上)から

(1)回答数 275/1037(27%)

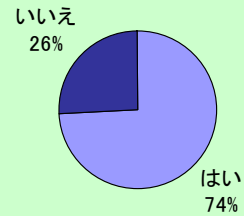
特定機能病院	医療法施行規則11条 による事故等報告病院	その他	無回答
37	31	202	5

4

(2) 設置経験

医療事故調査委員会を設置したことがあるか
有 204/275(74%)

はい	いいえ	有効回答
204	71	272

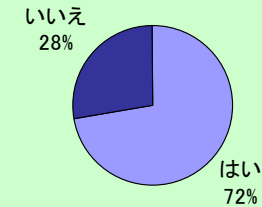


5

(3) 設置規程

医療事故調査委員会設置等に関する規程等があるか 有 194/269(72%)

はい	いいえ	有効回答
194	75	269

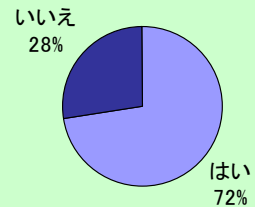


6

(4) 設置基準の有無

医療事故調査委員会の設置基準が定められているか

はい	いいえ	有効回答
131	50	181



7

(5) 設置基準の内容

- ・重大な医療事故(死亡, 後遺障害残存, レベル4以上など)「訴訟となる可能性がある場合」「刑事責任を問われる可能性がある場合」を付け加える回答もいくつかあり 41
- ・病院に過失があり, かつ死亡ないしは重大な障害を与えた場合, または過失が疑われる場合 5
- ・行った医療または管理により本来必要でなかった治療や処置が必要となった事例 3
- ・原因究明の必要性があると認めた場合 2
- ・病院長の判断 13
- ・医療安全管理者の判断, 委員会の協議により 15
- ・病院運営会議の協議による
- ・当該部署長が開催の必要性を認めた場合 8

(6) 設置のきっかけ

	マニュアルの定め	病院長が判断	医療安全管理室が判断	医療安全委員会が判断	関与した医師等の要望	関与した医師以外からの要望	患者・家族の要望	その他
きっかけ	91	139	106	64	19	9	19	15
最も多いもの	11	49	41	17	2	0	2	5

9

(7) 設置目的

医療事故調査委員会の設備目的

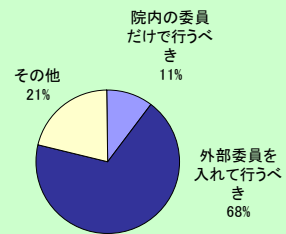
	原因究明	再発防止	患者・家族の納得	社会の信頼回復	責任所在の明確化	紛争解決	その他
目的	191	186	142	42	49	67	8
最も重視したもの	70	89	19	0	3	4	1

10

(8) 外部委員の要否

医療事故調査は院内の委員だけで行うべきか、外部の第三者も入れて行うべきか

院内の委員だけで行うべき	外部委員を入れて行うべき	その他
26	168	53



11

(9) 事故調査のメリット、デメリット

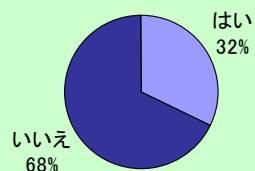
	再発防止・発生防止	患者・家族の納得・信頼回復	社会の信頼回復	紛争解決	責任がないことの明確化	その他
メリット	170	125	26	64	35	13
最も大きいメリット	90	26	0	4	3	1

	人選が困難	多様な人材・手間	費用負担が大きい	医療安全につながらない	紛争激化	責任があることの根拠とされる	その他
デメリット	40	127	18	3	1	13	18
最も大きいデメリット	11	42	1	0	1	3	0

12

(10) 調査報告書の公表基準を定めているか
有 55/171 (32%)

はい	いいえ	有効回答
55	116	171



13

2. 院内事故調と第三者機関の関係

(1) 自律的院内事故調の必要性

* 自ら探り、現場に適した再発防止

(2) 第三者機関はなぜ必要か

- ① 調査の質: より高い専門性、中立性、透明性
- ② 院内事故調の促進、改善
- ③ 日本全体の医療安全
- ④ 将来的には院内事故調体制の確立した認定施設
については、調査結果のレビューへ

16

1-2 院内事故調は何のため?

① 設置規程、設置基準、設置きっかけから

* やるやらないは病院の自由?

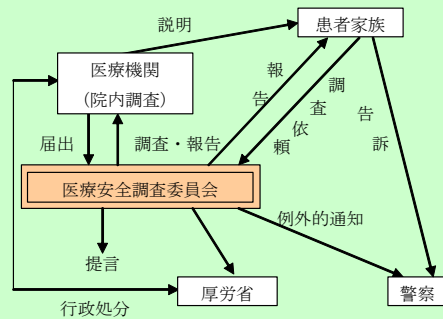
② 再発防止か紛争対策か

* 再発防止と説明責任の両立を

15

3. 第三者機関 ～厚労省案と民主党案の比較

(1) 厚労省案



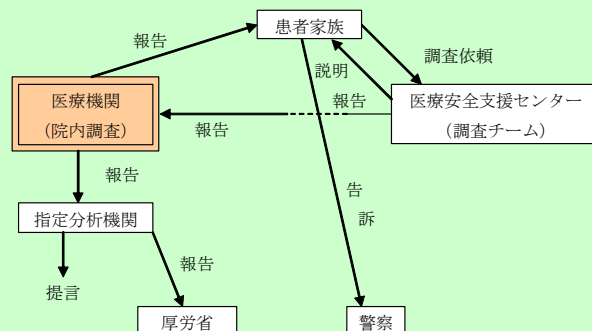
17

(1) 厚労省案

- ① 公的な医療安全調査委員会(以下、委員会という)を創設して、調査権限に基づき、医療事故死について、医学専門家を中心とする、調査と医学的評価を行う。
- ② 医療事故死を検案した医師等が所属医療機関の管理者に届出を行い、医療機関が医療事故死を委員会に届出することで、医師法21条に基づく異状死届出を不要とする。
- ③ 委員会の調査結果は、被害者遺族・医療機関・厚労省に報告される。
- ④ 捜査機関は、告訴等による捜査に着手した場合でも、委員会の調査が行われる場合には、その専門的判断を待って、これを尊重し、調査結果を踏まえて対応する。
- ⑤ 例外的に刑事責任に問われるべき悪質な事例であると委員会が医学的に判断した場合には、委員会から捜査機関に通知される。

18

(2) 民主党案



19

(2) 民主党案

- ① 医療事故調査の基本は医療機関の院内調査を原則とし、その調査結果は患者家族と指定分析機関に報告される。
- ② 院内調査に不満のある患者家族は、医療安全支援センターに任意的調査を依頼することができ、その調査結果は患者家族と医療機関に報告される。
- ③ 医師法21条の異状死届出義務は廃止し、医療事故に関する刑事捜査は、患者家族の告訴等に基づいて行われる。なお、医療事故の刑事責任のあり方は将来の検討事項とする。

20

(3)比較

①刑事捜査との関係

②調査方法

③個別医療機関の安全対策への反映

21

①刑事捜査との関係

* 第三者機関創設に向けた議論の出発点は、異状死届出義務を端緒とした刑事捜査の開始への反発。

医学に素人である捜査当局による刑事責任追及が、誤った方向に向かうことの危惧。

* 厚労省案は警察への届出制度ではなく委員会への届出とし、その専門的調査を刑事捜査に優先させ、調査結果を捜査機関が尊重するよう求めている。

* 民主党案は、異状死届出義務を廃止して捜査の端緒となることに歯止めはかけるも、捜査そのものの是正には言及していない。

* 捜査当局の位置づけ

厚労省案：医療安全システムの中に捜査当局を位置づけて、捜査と調査の関係を明記

民主党案：システムの外に捜査機関を位置づけ

22

②調査方法

厚労省案：院内調査と同時に法的権限に基づく第三者機関の調査システム(再発防止に重点)

民主党案：院内調査を原則としつつ、患者家族の依頼に基づく医療安全支援センターの任意的調査(患者家族の不満への対応に重点)

23

③個別医療機関の安全対策への反映

調査分析の結果、院内医療安全体制に問題がある場合

厚労省案：行政処分として是正勧告を行うことが可能

民主党案：その対策はない。

24

(4)まとめ

* どちらがより優れた制度か？

* 厚労省案＋民主党案は？